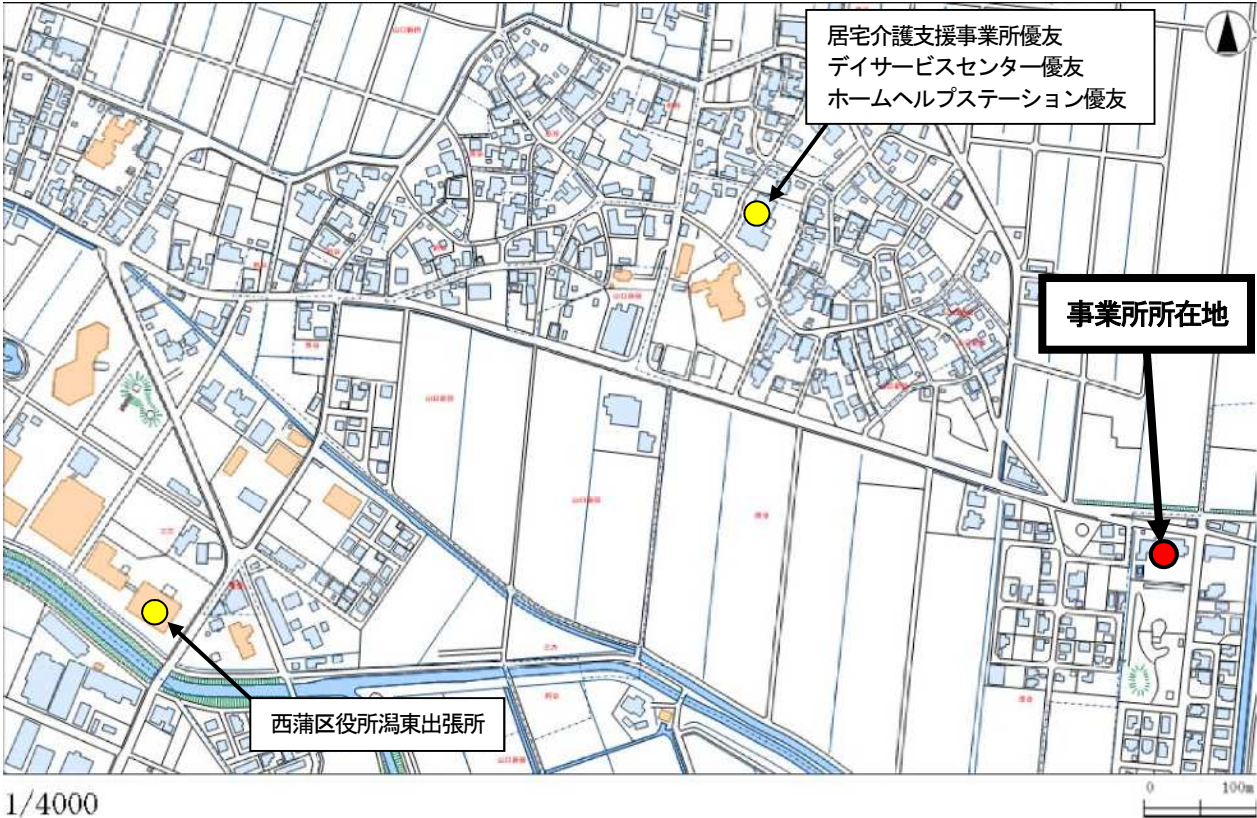


(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所の移転について (案)

<移転予定事業者情報>

申請者	名称	社会福祉法人 新潟南福社会
	主たる事務所の所在地	新潟市西蒲区称名825番地
	代表者の職名・氏名	理事長 <small>あさつま しげゆき</small> 浅妻 茂行
事業所	名称	小規模多機能型居宅介護事業所 <small>あいらくゆう</small> 愛楽結いずい
	所在地	新潟市西蒲区井随444番地
	定員	登録定員：29人 通いの定員：18人 宿泊の定員：9人
	通常の事業の実施地域	西区、南区、西蒲区
移転予定地	予定地	新潟市西蒲区井随444番地
	延床面積	346.97㎡
	併設施設等	なし



<指定地域密着型サービスの設備に関する基準>

基準	指定に係る審査項目	申請内容	審査結果
設備に関する基準	(1) 設備及び備品等		
	① 登録定員は、29人以下であること。	登録定員は29人である。	○
	② 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えてあること。	居間・食堂、台所、宿泊室など利用者が日常生活を営む上で必要な設備及び非常災害に際して必要な設備が設けられている。	○
	③ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。通いの定員が16人以上の場合は1人当たり3㎡以上を確保すること。	通い定員18人に対して、58.77㎡を確保している。 (3㎡×18人=54㎡)	○
	④ 宿泊室		
	ア 一の宿泊室の定員は、1人であること。	定員1人の宿泊室を7室有している。	○
	イ 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上であること。	宿泊室の床面積は、7.59～8.71㎡である。	○
	ウ 個室(上記のア及びイを満たす宿泊室)以外の宿泊室を設ける場合は、プライバシーが確保されたものであること。	非個室の宿泊室が設けられているが、建具によりプライバシーが確保されていることを確認した。	○
⑤ 事業所の立地については、住宅地中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域中にあること。	事業所は住宅地中にあることを確認した。	○	